

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	16 件

千葉国民年金 事案 1301

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から8年3月まで

私は平成8年3月A市に引っ越し、その後いつのことか覚えてないがB社会保険事務所から、過去の未納分14か月分を納付するように納付書が届いた。その納付書を使って過去の未納分を納めたので未納になっているのは納付できない。現在その時の領収書は残っていないが、納付した後、B社会保険事務所の人が来て未納分を払うように言われたとき、領収書を見せ納付して帰ってもらった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付し、申立期間は14か月と比較的短期間で、平成16年度以降、前納制度を利用しているなど、保険料の納付意欲の高さがうかがえる。

また、申立人及びその母親は、B社会保険事務所から過年度保険料の納付書が送付され、14か月分を一括して納付したこと、後日同事務所から未納の督促に来たときに、その時の領収書を見せ納付してもらったことを具体的に記憶している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の過年度納付書が平成8年11月18日に作成されており、国民年金保険料を納付することは可能であったことがわかる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1302

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時、夫が夫の銀行口座名義から口座振替で私の国民年金保険料を納付していた。口座振替で納付していたのに申立期間だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に申立期間前後の昭和 48 年 10 月から 61 年 3 月まで任意加入し、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間については3か月と短期間である上、前後の加入期間においては国民年金保険料は納付済みとされており、申立人の夫の収入も安定し、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、社会保険事務所の被保険者台帳によると申立期間直後の昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの3か月分の国民年金保険料を重複納付として 59 年 1 月及び 3 月に還付した記録があるが、還付決定時に納付可能な未納期間がある場合には、還付に先立ち、充当処理されるべきところ、申立期間の未納に充当されていないなど行政側の記録管理が不適切であった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から同年11月までの期間及び45年7月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

また、申立人の昭和43年12月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から同年11月まで
② 昭和43年12月から45年6月まで
③ 昭和45年7月から46年3月まで

私は、昭和43年5月から46年3月まで国民年金保険料を納付したが、43年5月から同年11月までの期間及び45年7月から46年3月までの期間、厚生年金保険被保険者でもあった。重複した期間の国民年金保険料は還付されていないのに、還付とされていることは納得がいかない。また、43年12月から45年6月までの国民年金保険料について、未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の保管する国民年金手帳の検認印及び社会保険庁の特殊台帳から国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立人が主張する申立期間①の昭和43年5月から同年11月までの期間については、特殊台帳に過誤納としか記載されておらず、申立期間③の45年7月から46年3月までの期間については、納付記録を進達した記録も無い上、申立期間①及び③の期間について、被保険者台帳に記載しなければならない還付期間、還付額及び還付年月日の記載も無い。

さらに、申立期間②の昭和43年12月から45年6月については、43年1月

に会社を退職したとして申立人の保管する国民年金手帳に強制加入期間として記載されているが、社会保険庁の記録に反映されていないなど行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③の保険料を還付されていないものと認められる。また、申立人は申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から61年3月まで

国民年金の加入については、母に強く加入を勧められたことを記憶しており、母が私の20歳の誕生日の前日に国民年金の加入手続をしたはずである。私は、給料から毎月国民年金保険料と国民健康保険料として3万円を母に手渡しており、自宅に集金人が保険料を集金に来ていたことを覚えている。昭和54年5月から61年3月まで未納で、61年4月から突然納付済みとなっていることは不自然であり、私の年金記録が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の市町村への払出しが昭和55年3月14日であること、及び申立人の記号番号の9番後に申立人の母親が同年3月31日に任意加入していることから、申立人は、A市において55年3月に加入手続を行っていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳の記録から20歳になった54年5月にさかのぼって国民年金被保険者資格を強制で取得していることが推認できる。

また、申立人は、その母親（既に他界）が加入手続及び保険料納付をしてきていたと主張しているところ、その母親は、申立人とほぼ同時期に国民年金に任意加入し、加入月である昭和55年3月は未納であるが、翌月の昭和55年度から第3号被保険者となる前月の61年3月まで、3か月間の未納期間を除いて保険料を納付し続けており、納付意識は高かったと認められる。

さらに、申立人の母親は、申立期間に係る昭和58年1月から同年3月ま

での3か月について未納の記録となっているが、その前後が長期間納付済みで、未納期間が3か月と短期間であることを踏まえると、申立人の母親は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものとするのが自然であり、行政側の記録管理に不備があった可能性も否定できない。

加えて、申立人は、月々3万円をその母親に渡し、国民年金保険料と国民健康保険料を自宅に来た集金人に支払っていたと主張しているところ、国民年金保険料と国民健康保険料は別々の集金人が徴収していたことをA市に確認済みであり、申立人の記憶には混同が認められるものの、申立人の母親が申立人からお金を預かっているながら、申立人の国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

しかしながら、申立人及びその母親が加入手続を行った昭和55年3月時点では、昭和54年度について現年度納付が可能ではあるが、申立人の母親の手帳記号番号の払出日が55年3月31日であり、保険料納付が55年4月からになっていること及び申立人が保険料はその母親が納付していたと主張していることを考え合わせると、母親が自分の3月分を納付していないにもかかわらず、申立期間のうち、54年度分にあたる54年4月から55年3月までの申立人の保険料を納付したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月及び同年11月の付加保険料並びに63年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月及び同年11月
② 昭和63年2月及び同年3月

私は、昭和61年10月から62年1月までの4か月間と63年2月から同年4月までの3か月間の二度、転職のため失業した。いずれの期間も再就職が決まったときに国民健康保険の脱退手続きと一緒に国民年金の加入手続きを行い、その間の保険料をまとめて妻の分と合わせ納付した。申立期間①については付加保険料を、申立期間②については定額保険料を納付しており、それぞれ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行い、昭和61年10月から申立期間①を含め、再度厚生年金保険に加入する前月の62年1月までの保険料を62年3月に納付済みである。

また、申立人の所持する国民年金手帳に、昭和61年10月21日に付加加入し、62年2月4日に付加辞退したとの記録がある上、申立期間①直後の61年12月及び62年1月を付加納付しており、申立期間①（2か月）が定額のみ納付となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、保険料納付についてA市役所に相談に行き、再就職が決まった時点で加入手続きを行い、保険料を一括納付するよう指導を受けたと主張しているなど、加入のいきさつ及び保険料を納付した際の記憶は具体的で、申立人が納付したと主張する保険料額は、当時の付

加保険料を含めた保険料額に一致していることから、申立内容に信憑性^{しんぴょうせい}が認められる。

- 2 申立期間②については、申立期間①と同様、再就職が決まった時点で加入手続きを行い、保険料を一括納付したと主張しているところ、申立期間②直後の昭和63年4月の保険料を同月に納付しており、その時点で申立期間②については同時に現年度納付が可能であり、申立期間②（2か月）を未納のままとしていたとは考え難い。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の付加保険料及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年1月までの付加保険料並びに63年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月から62年1月まで
② 昭和63年2月及び同年3月

昭和61年10月に夫が長年勤めた会社を辞めた際、健康保険と年金についてA市役所へ相談に行ったところ、すぐに再就職する可能性があったため、国民年金については再就職してから手続を行えばよいと説明を受けた。

昭和62年2月に夫が再就職したときに、A市役所で61年10月から62年1月までの国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を行い、4か月分の国民年金保険料を付加保険料と合わせて夫が納付した。また、63年2月に夫が会社を辞めたときも再就職が決まったときに夫が切替手続を行い3か月分の保険料の納付しており、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、その夫が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことに伴い、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適切に行っていることから、申立人夫婦は、年金制度に理解があり、納付意識も高かったと認められる。

また、申立人は、その夫が夫婦二人分の付加保険料を納付してくれていたと主張しているところ、その夫については、申立期間において付加保険料が納付されていたと推認できる事情が認められること、及び申立人については、任意加入した昭和54年3月から第3号被保険者になる前月の61年3月までの間、付加保険料を納め続けていたことを考え合わせると、申立人が過去において付加保険料を納付していたことを承知しているその

夫が、自分だけが付加納付の手続を行い、申立人について付加納付の手続を行わなかったと考えるのは不自然である。

- 2 申立期間②については、申立期間①と同様、その夫の再就職が決まった時点で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、保険料を一括納付したと主張しているところ、申立期間②直後の昭和63年4月の保険料を同月に納付しており、その時点で申立期間②については同時に現年度納付が可能であり、申立期間②（2か月）を未納のままとしていたとは考え難い。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の付加保険料及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年1月まで
② 平成5年6月から7年10月まで

昭和36年4月ごろA区役所の職員が自宅に来て、国民年金に加入する義務がある旨の説明を受け、国民年金に加入し、毎月集金人に保険料を納付した。

昭和37年1月に火災に遭い、領収書等は焼失したが、火事で転居するまでの申立期間が国民年金に加入していないことになっているのは納得できない。

また、60歳になった平成5年6月から7年10月までの期間も国民年金保険料を納めていたと思うので、未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当時A区において、区役所職員が国民年金制度の発足に伴う勧誘を行いながら、保険料の徴収業務も行ってたことを確認済みであり、申立人が所持する「り災証明書」により、火災に遭遇していることも確認できることから、申立内容には信憑性^{しんぴやうせい}が認められる。

また、A区を管轄するB社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人が昭和39年12月にC市において払い出された国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が36年2月ごろ払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人は、火災後の昭和37年1月にD区に転居し、同区では国民年金に加入していないと供述していることから、特殊台帳が作成さ

れる対象であると考えられるが、特殊台帳が存在せず、記録管理が適切に行われていなかったと認められる。

- 2 申立期間②については、60歳以降の任意加入期間に係る申立てであり、申立人は60歳到達時に既に年金受給資格を取得しており、任意加入を行わなければならない理由が認められない上、申立人には、任意加入に係る記憶が無く、納付の記憶も定かではない。

また、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月1日から35年4月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和34年9月1日にA社C支店での被保険者資格を喪失し、35年4月1日に同社D支店で再取得していることになっているが、私は、25年4月にA社に入社して以来、平成3年に退職するまで一貫して勤務していました。昭和34年9月から35年3月までの厚生年金保険の加入記録が欠落しているのは納得できないので当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社C支店における昭和34年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事務所における資格喪失日に係る記録を昭和38年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月25日から同年5月6日まで

私は、昭和38年5月6日付けでA社C事務所からB社D事業所に転勤し、継続して勤務していたので38年4月を未加入期間とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び事業主の回答書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年5月6日に同社C事務所からB社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年3月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険料資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 690

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和27年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所の記録によると、A社B支店における資格喪失日が昭和27年11月1日、同社本店における資格取得日が同年12月1日と記録されている。しかし、私はA社に一貫して勤務し、人事異動による転勤をしただけであるから、同社本店における資格取得日を同年11月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録により、申立人は、昭和18年9月22日に入社し、58年1月31日に退職していることが、また、雇用保険の加入記録により、22年11月1日から58年1月31日までA社において雇用保険に加入していることがそれぞれ確認できることから、申立人は、当該事業所において申立期間も継続して勤務していたと認められる。

また、当該人事記録により、申立人は、昭和23年3月15日にA社B支店勤務、27年10月31日に同社本店C（部門）勤務となっていることが確認できる。

さらに、A社では、「申立期間当時は、職員からD費という名目で本人負担分の厚生年金保険料見合いの会費を徴収し、まとめて社会保険事務所に納付していた。」と説明していることから、申立期間についても継続してD費の徴収が行われ、厚生年金保険料の控除が行われていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 27 年 12 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、A社本店での資格取得日を昭和 27 年 12 月 1 日で届出たことを認めながら、同社B支店での資格喪失日については、関係書類が現存しないため不明であると主張しているが、事業主が同日を同社本店に係る資格取得日として届出を行ったと回答している上、人事記録により、申立人が同年 10 月 31 日に同社B支店から本店C（部門）に転勤となったことは明らかであることから、事業主が 27 年 12 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 691

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社D事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月は3万6,000円、同年9月及び同年10月は4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月5日から同年11月1日まで

社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険に加入した記録が無い。人事異動による転勤をただけであり、厚生年金保険料の控除の事実が確認できる在職期間中の給与明細書があるので、申立期間について被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所E事務所の従業員名簿及び雇用保険の記録により、申立人が、昭和42年4月1日から44年11月25日まで継続してA社に勤務していたことが確認できる。

また、B事業所E事務所の従業員名簿の社内歴の記載により、昭和42年6月からB事業所E事務所に、43年11月からF事業所に配置換えになっていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する給与明細書により、申立期間について厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から昭和43年8月は3万6,000円、同年9月及び同年10月は4万2,000円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の保管する被保険者資格喪失確認通知書により、昭和43年8月5日に資格喪失していると届け出られていることが明らかなことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 692

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和18年8月15日から20年8月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を20年8月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月1日から47年9月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に係る記録を11万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年8月15日から20年8月15日まで
② 昭和46年4月1日から47年9月30日まで

私は、申立期間①にA社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が引かれていたはずである。年金記録をみるとこの期間が欠落しているので訂正してほしい。

また、申立期間②において、B厚生年金基金の標準報酬決定通知書では、標準報酬月額11万円に相当する厚生年金保険料が控除されているのに対して、社会保険事務所の記録では、標準報酬月額が10万4,000円となっているので基金の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間中の昭和18年12月21日及び19年12月21日付けの給与支給決定通知書があることから、A社では、毎年12月に支給給与額を決定していることが推認できるとともに、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人及び元同僚から、当該事業所は、CからDを精製する国策会社として事業活動を行っていたとの説明があり、昭和20年8月15日の終戦をもって事業活動を停止したので離職したとの申立内容には信憑性^{しんびょう}が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の標準報酬月額から70円とすることが妥当である。

なお、事業所が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業しており、当時の代表者にも連絡がつかないため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、E社の担当者の証言により、申立期間当時、既に厚生年金保険と厚生年金基金の届出には複写式用紙が使用されていたことが推認でき、申立期間に係る昭和46年11月1日における元同僚3人の厚生年金保険と厚生年金基金との標準報酬月額を比較してみると同額になっている。

また、申立人の昭和46年11月1日の厚生年金保険の標準報酬月額は10万4,000円とされているのに対して、申立人が所持するB厚生年金基金の標準報酬決定通知書による基金の標準報酬月額は11万円となっている。

なお、昭和46年11月1日は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の一部改正により、標準報酬月額の改定が行われた時期であり、当該事業所における厚生年金保険被保険者原票からサンプル調査を行った結果、申立人と同様、厚生年金保険と厚生年金基金との標準報酬月額に違いがみられる者が一人確認できたことから、当時当該事業所において正しい届出が行われたにもかかわらず、社会保険庁における事務処理ミスにより、社会保険庁の記録が正しく修正されなかった可能性も考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められ、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を11万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月、同年7月から48年7月までの期間及び55年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月
② 昭和47年7月から48年7月まで
③ 昭和55年4月から56年3月まで

私は申立期間の国民年金保険料は、A市役所の窓口にて女性の職員に勧められ、平成9年ころに一括で20万円くらいを納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保険料を一括して納付したと申し立てている平成9年時点では、申立期間については、いずれも時効により保険料を納付することができない期間であり、申立内容に矛盾が認められる。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付時期、納付金額等について記憶が明確でない上に、申立期間の申立人の夫の保険料も未納または申請免除となっており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年4月までの期間及び6年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月から6年4月まで
② 平成6年7月

私は、国民年金保険料の納付を口座振替で行っていたが、A市役所から保険料の納付書が届いたので銀行に確認したところ、振り替えされているとの回答であった。銀行と市役所の間でトラブルがあったが、納付が確認され、市役所から納付済みの手紙を受け取った。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を口座振替で行っていたと主張しているが、申立人の国民年金の資格記録をみると、申立期間①及び②については、申立人が所持する国民年金手帳の記録欄には記載が一切無く、社会保険庁の記録では平成8年12月に申立期間に係る資格記録が追加されたことが確認できることから、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人から提出のあった平成9年1月からの「入金・出金額の明細」をみると、納付済みとされている7年8月からの期間においては、9年4月から振替開始され、14年7月の再取得時においては2か月の現金納付の後の9月から振替開始されていることが確認でき、申立期間①及び②ともに口座振替による納付があったことはうかがえない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1310

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から50年4月まで

私は、昭和39年12月に結婚した後、夫の会社に勤務した40年3月に国民年金に加入した。夫と同様に国民年金保険料は給料から天引きされていたと記憶している。夫は納付済みであるにもかかわらず、妻である自分の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年3月から夫の会社に勤務し、夫と共に国民年金保険料は給料から天引きされて納付されていたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は53年3月以降に払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、別の国民年金記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金手帳の交付について記憶が無く、国民年金手帳を見たことがないとしている上に、一緒に保険料を納付していたとする申立人の元夫も、申立期間当時、保険料の給与天引きは無かったであろうと証言していることから、申立内容には不自然さがうかがえる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1311

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から47年12月まで

私は、昭和47年10月ころ、第2回目の特例納付によりA区役所の窓口で申立期間の保険料4万5,000円ぐらいを納付したのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和47年10月ころ、第2回目（附則18条）の特例納付で納付したと主張しているが、第2回目の特例納付実施期間は49年1月から50年12月までであり、47年10月は制度上特例納付実施期間では無く、さかのぼって保険料を納付することはできない。

また、申立期間のうち一部の期間は、国民年金を過年度納付できる期間であるが、申立人が記憶する保険料額がこの期間の実際の金額と大きく相違することを考え合わせると過年度納付したということも考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1312

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年2月までの期間及び42年12月から43年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年2月まで
② 昭和42年12月から43年8月まで

私は昭和36年4月にA役場で国民年金の加入手続を行い、A役場に申立期間の国民年金保険料を納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から昭和56年5月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①及び②に係る資格記録は、平成6年8月の時点に追加処理されていることから、申立期間当時に申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、納付した時期や金額など納付状況に関する記憶が不明であるとしており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年10月まで

私は、昭和36年の春先に、A区B出張所で国民年金の任意加入の手続を行ったが、現在のような年金手帳ではなく、2つ折りの厚手の用紙を受け取った。国民年金保険料は同出張所で毎回300円納付し、納付するたびに受領印を押してもらっていた。A区に住んでいた36年4月から39年10月まで未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格記録をみると、配偶者の厚生年金保険被保険者期間があることから、申立期間を合算対象期間として利用して受給資格年数を満たしていることがうかがわれる上、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金の記録欄も昭和51年4月1日に任意加入したことに訂正されており、未加入期間として社会保険庁の記録と一致し、資格変更手続を行った当時、申立期間が被保険者期間ではなかったことがうかがわれる。

また、申立期間は43か月と長期間であり、申立期間後の昭和39年11月に住所異動をした後の137か月もの期間が未加入期間であり、年金に対する意識は高くなかったと考えられるほか、これ程の長期にわたり、行政側の記録管理に誤りがあったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した納付先及び納付金額を具体的に主張しているが、加入手続後、現在のような年金手帳ではなく、2つ折りの厚手の用紙を受け取ったとしているなど当時の状況からは不自然である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1314

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年3月まで

申立期間については、当時働いていた商店の社長が、私が20歳になったときに国民年金の加入手続を行い、給与天引きで保険料を納付してくれていたのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が24歳の昭和42年1月に払い出されており、その時点では、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、20歳になったときに、事業主が国民年金への加入手続を取ってくれたと主張しているが、申立人と同じく住込みで働いていて、同じように保険料を給与から控除されていたと主張する1年先輩の同僚の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、当該同僚が22歳の昭和38年9月であり、事業主が、後から入社した申立人の加入手続を当該同僚より先の37年4月に行って保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、加入手続及び納付をしてきていたとする事業主は既に他界し、申立人は加入手続及び納付に直接関与していないことから、加入及び納付の実態が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、このほか保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案1315

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年5月まで

私は、昭和36年4月から義務と思い国民年金保険料を納付している。引っ越しが多く一部未払いはあったかもしれないが、ほとんど納付している。社会保険庁から、2回も年金加入記録漏れがあるとの重要親展の封書をもらったが、確かに国民年金保険料は納めていたのでもう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年8月にA区に払い出された番号の一つで、37年8月28日に任意加入しているとの社会保険庁の電算記録とも符合している上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号を払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和27年5月に厚生年金保険に加入している夫と結婚していることから、国民年金制度が発足した36年4月に国民年金に加入する場合は任意加入となり、自分の意思で任意加入の手続を行ったと考えられるにもかかわらず、申立人は、任意加入時の手続及び国民年金保険料の納付方法等についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人が国民年金に加入した昭和37年8月時点では、任意加入であることから、申立期間のうち、36年4月から37年7月までの期間についての保険料は時効により制度上納付することができない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたこ

とをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1316

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 7 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成 7 年 3 月まで

私は、A市役所で国民健康保険の手続をしに行ったとき、国民年金にも加入し、昭和 63 年 12 月から平成 7 年 3 月までの期間は国民年金保険料を納付していたはずで、未納の記録になっているのは納得がいかないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 6 年 7 月 19 日以降の時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料の納付ができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は父親に 1 万円位を渡して納付してもらっていたと主張しているが、申立人の父親は、申立人の保険料を納付した記憶は無いと証言している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料の金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1317

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から46年3月まで

私が20歳となった昭和37年2月に、母が町会で国民年金の加入手続を行い、町会の集金により、申立期間の国民年金保険料を母が納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が実家から現住所へ転居するに際して、母親が今後は自分で納付するようと言って渡された国民年金手帳の発行年月日は、昭和46年11月29日であり、同手帳に記載されている申立人の国民年金手帳記号番号は、46年11月27日に社会保険事務所からA市に払い出された番号の一つであることから、申立人が同年11月に国民年金への加入手続を行っていることが推認され、申立人が20歳になった37年2月にさかのぼって被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、申立人の氏名は無いことから、昭和46年11月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の父の経営する事業所を一緒に手伝っていたとする実弟は、申立人と連番で国民年金に加入し、20歳になった昭和38年11月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得しているが、申立期間については申立人と同様に未納となっている。

加えて、加入手続及び保険料の納付をしてきていたとする母親は、高齢のため証言を得ることができず、申立人は加入手続及び納付に直接関与していないことから、加入及び納付の実態が不明である上、申立人が申立

期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 3 日から 45 年 11 月 21 日まで
平成 19 年 12 月 25 日に A 社会保険事務所にて年金記録の照会をしたところ、B 県 C 市の D 社に勤務していた申立期間については、脱退手当金を受給したようになっているが、私は受給した記憶がないので、年金加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 38 年 2 月から国民年金に加入し、45 年 3 月まで免除期間とされていたところ、申立期間と重複する同年 4 月から同年 10 月までの期間及び同年 11 月から 46 年 2 月までの期間の保険料を納付していることを踏まえ、脱退手当金が支給されたとする同年 1 月ころにおいて、申立人は申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたとは考え難い。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 1 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 11 日から 50 年 8 月 17 日まで
昭和 43 年 5 月 11 日から 50 年 8 月 17 日までの期間は、A社のB課に勤務し、年1回必ず昇給していた。私が所持する年金証書の平均標準報酬月額が低いように思えるので、申立期間に係る標準報酬月額の確認を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、当該申立てに係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人の申立期間に係る社会保険庁の標準報酬月額の記録と社会保険事務所が管理しているA社の被保険者名簿の標準報酬月額の記録は一致しており、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不合理な点は見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、標準報酬月額が2等級以上上がったことによる月額変更届を毎年、事業主が届出し変更されていたことが確認でき、申立人と一緒に勤務した同僚、申立人と生年月日の近い者及び厚生年金保険の資格取得年月日の近い被保険者の標準報酬月額は、いずれも申立人と同様に推移していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当該事業所は昭和 57 年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主等から申立人に係る標準報酬月額のことについて聴取できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月21日から同年3月3日まで

A社とB社は、代表取締役及び所在地が同一の同一事業グループの会社であり、平成元年1月21日付けでA社からB社に異動したことによって厚生年金保険の被保険者期間に2か月の欠落期間が生じているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主の在職証明書及び雇用保険記録により、申立人が申立期間についてB社に在職していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年3月3日であり、同日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間において同社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、B社の事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、A社からB社へ申立人と一緒に異動した5人全員が厚生年金保険を平成元年1月21日資格喪失、同年3月3日資格取得と記録されている上に、そのうち申立人を含む3人は申立期間において国民年金の被保険者となっている。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月から 34 年 8 月まで
② 昭和 34 年 10 月から 35 年 3 月まで

私は、昭和 33 年 6 月から 34 年 8 月まで A 社 B 事業所に勤務し、また、同年 10 月から 35 年 3 月まで C 社 D 工場に勤務していたので厚生年金保険の被保険者記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の A 社 B 事業所については、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿によると、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等の状況については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、事業主等の連絡先が不明のため、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

申立期間②の C 社 D 工場については、事業主が申立人の給与より保険料を控除していたことを示す給与明細書等の資料が無く、社会保険事務所の保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格取得者の中に申立人の氏名の記載が無い。

また、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について、事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることができない上に、申立人は同僚の氏名を覚えておらず、同僚から証言も得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から同年 10 月まで

私は、申立期間について、A区BのC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであり、同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の所在地及び業務内容に関する申立人の供述から、申立期間当時、申立人がC社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険の適用等について事業主に照会したところ、事業所保管の昭和 42 年から 45 年までの社会保険得喪関係資料に申立人の氏名は無く、事業主から、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 43 年 5 月の厚生年金保険資格取得者に申立人の氏名の記載は無く、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録も存在しない。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 2 月から 31 年 3 月まで
② 昭和 31 年 10 月から 32 年 2 月まで

私は、18 歳になる年に兄に勧められて、A（地名）で B 社の入社試験を受けて、2 年契約で昭和 30 年 2 月から 32 年 2 月まで同社 C 事業所で働いていた。30 年 2 月から 31 年 3 月までの期間と、同年 10 月から 32 年 2 月までの期間について厚生年金保険が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、実兄に勧められて B 社 C 事業所の入社試験を受けて昭和 30 年 2 月から勤務していたと主張しているが、就職を勧めた実兄は高齢のため証言が得られる状況にない上、申立人は当時の同僚の記憶が無く、申立期間に当該事業所に勤務していた者のうち連絡が取れた二人に照会したが、申立人を記憶している者はいない。

また、申立人が 2 年限定の採用であったと供述していること、及び上記連絡が取れた二人のうち一人は、「臨時の季節夫を B 社の D 課で面接試験を行って採用していたが、学力試験は無かったようだ。」「自分は集団入社したが、正社員であったので厚生年金保険にはすぐに加入しており、抜けは無い。」と証言していることを考え合わせると、申立人は、正社員としての勤務ではなかった可能性が高い。

さらに、被保険者名簿（紙台帳）において、申立期間①の期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は無く、健康保険組合の整理番号に欠番は無い。

2 申立期間②については、申立人は、2 年の雇用契約が切れるころ、地方の職業安定所でも募集があると会社側から説明があり、昭和 32 年 3 月から B 社 E 事業所に勤務したと供述しているが、申立人は当時の同僚の記憶が無く、申立期間に勤務していた者のうち連絡が取れた二人に照会したが、

申立人を記憶している者はいない。

また、申立人同様昭和31年4月2日に資格取得している者55人のうち、50人は申立人と同様31年10月2日に資格を喪失していることが確認できるものの、このように大量に資格喪失している理由については、当時の事情を知る者がいないことから不明である。

さらに、被保険者名簿（紙台帳）において、申立期間②の期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は無く、健康保険組合の整理番号に欠番は無い。

3 当該事業所は、昭和60年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所の後継会社では当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄していることから、申立期間①及び②に係る申立人の雇用実態は不明である上、申立期間①及び②の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案699

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月から35年5月まで
② 昭和36年6月から39年6月まで

私は、昭和33年5月から35年5月まではA社B支社で臨時職員として、また36年6月から39年6月まではC社で働いていたが、どちらの期間も厚生年金保険の加入記録が無い。両方の期間共に厚生年金保険の被保険者だったと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の供述から、申立人がA社B支社に勤務していたことは認められるものの、D（法人名）E部は、A社においては、昭和38年10月1日までは臨時職員等について厚生年金保険に加入させる措置は講じられていなかったと回答しており、社会保険事務所の記録でも、当該支社が同年10月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となったことが確認でき、申立期間①については、厚生年金保険に加入できなかった期間である。

2 申立期間②については、社会保険事務所の記録では、申立期間②当時、C社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上に、申立人はC社の事業主である申立人の実兄は既に他界したとしており、申立人が当時の同僚として名前を挙げている4人についても全員連絡先が分からないため、当該事業所に係る関係者からの証言を得られないことから、申立期間に係る社会保険の加入状況や申立人の勤務実態は不明である。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所と名称が類似しているF社の被保険者名簿を縦覧したが、申立期間において被保険者資格を取得している者の中に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号は連番で欠番が無い。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から41年12月まで

私は、昭和39年9月から41年12月まで、A社B営業所に勤務して、業務を行っていた。営業所長の氏名及び同僚二人の連絡先はわかるので、申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社で勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所の保管する同事業所の厚生年金保険被保険者原票をみると、申立期間の間に資格取得した291人の中に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、当該事業主は、昭和42年にC社へ社名変更した後の資料しか保存しておらず、申立期間当時の関係資料は存在しないと供述しており、申立期間当時の人事記録等の関連資料が存在せず、当時の勤務実態が不明である。

さらに、申立人は昭和39年9月に国民年金被保険者資格を強制で取得し、申立期間の大部分（39年9月から41年3月までの期間）については国民年金の全額免除期間となっており、その後の申立期間の一部を含む42年8月までの期間については国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 11 年 1 月 16 日まで
私の平成 7 年 1 月から 8 年 12 月の標準報酬月額が 28 万円、9 年 1 月から 10 年 12 月までの標準報酬月額が 38 万円に下げられているが、遡及して記録訂正の届出は行っておらず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する滞納処分票及び本人の供述により、申立人は、申立期間当時、A社の事業主であったことが確認できる。

また、当該事業所は、平成 11 年 1 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁の電算記録により、その翌月の同年 2 月 16 日付けで、申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 7 年 1 月から 8 年 12 月までの期間については 59 万円から 28 万円に、9 年 1 月から 10 年 12 月までの期間については 59 万円から 38 万円に、それぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は上記の標準報酬月額の訂正について関与を否定しているが、社会保険事務所が保管する滞納処分票の事跡の記録により、A社の「社長(申立人のこと)」が平成 10 年 2 月から 11 年 2 月の間に延べ 6 回にわたり社会保険事務所の担当官と面談していることが確認できる上、「社長」は滞納保険料を 11 年 2 月 18 日に一部現金で納めているが、残金があったことが認められ、当該残金が、上記標準報酬月額の訂正による保険料の減額と一致している。

加えて、社会保険事務所は「標準報酬月額の遡及訂正処理を行う場合、必ず会社の印鑑が押印された届出書を提出する必要がある。」と供述しており、申立人は、A社の事業主として、申立人は自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えることが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該標準報酬月額の訂正について無効を主張することは信義則上許されず、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

千葉厚生年金 事案702

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から8年4月8日まで
平成8年4月ごろに、社会保険事務所から保険料の件で呼び出しを受けた際に報酬を下げれば滞納保険料を無くすことができると教えられ、言われるとおりに書類を提出した。私の標準報酬月額が変更されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが、同社の閉鎖登記簿謄本により確認できる。

また、当該事業所は、平成8年4月8日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、社会保険庁の電算記録により、同日付けで、さかのぼって平成7年2月から8年3月までの申立人の標準報酬月額が、30万円から9万2,000円に記録訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、社会保険事務所に標準報酬を下げれば滞納保険料を無くすことができると教えられたと供述しており、社会保険事務所による質問応答書（平成20年11月18日）にも、申立人は、「遡及した記録訂正における届出を行ったことがありますか」という質問に「はい」と回答していることから、申立人は当該事業所における厚生年金保険関係の事務に関与していたものと推認され、申立人は標準報酬月額の減額に同意していたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該標準報酬月額の訂正について無効を主張することは信義則上許されず、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

千葉厚生年金 事案 703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 21 日から 28 年 11 月まで
私は、昭和27年3月に中学校を卒業し、同年4月にA社に勤務し、28年11月ごろに退職した。その間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社発行の辞令から、申立人が昭和27年4月21日から同社に勤務したことは確認することができるが、社会保険事務所の記録によると、同社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない上に、申立人から氏名の挙がった同僚は、「自分は学生アルバイトとして採用された。」と回答しており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることができない。

また、社会保険庁の記録から事業主の年金加入記録は確認できず、事業主の所在が不明のため申立人に関する供述を得ることができない。

さらに、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料等はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月から 36 年 6 月まで

私は、昭和 30 年 10 月に A 社に入社した。同社は、B (地名)、C (地名)、D (地名) 及び E (地名) に事業所を運営していた。私は、F 事業所に勤務し、在職中に G 資格を取得したので、その期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた H 免許証及び I 社の事業主の供述から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A 社 J 部については、昭和 34 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立人が勤務していた同社の部門については、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、社会保険事務所の保管する A 社 J 部の厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 26 日から 43 年 7 月まで

私は、昭和 42 年 4 月 1 日から A 区 B に在った C 社に、再婚のため退職する 43 年 7 月まで勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたはずであるが、42 年 7 月 26 日から 43 年 7 月までが未加入となっているので、調査の上、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C 社には再婚のため退職した昭和 43 年 7 月まで勤務し、43 年 5 月には社内バス旅行で D (地名) へ行った。」と主張しているが、申立人に係る戸籍謄本には、再婚の届出が 42 年 11 月 6 日に行われた旨記載されており、申立人から提出された D (地名) への社内バス旅行時の写真には同年 5 月に撮影されたことが印字されているなど、申立人の申立期間に係る記憶が定かでない上、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる給与明細書等の関連資料が無い。

また、C 社の承継事業所である E 社は、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険関係書類が既に処分されているため、申立人の申立てどおりに厚生年金保険の資格取得の届出及び保険料の納付を行ったか否かについては不明である旨供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年ころから32年5月1日まで
② 昭和33年4月29日から38年7月1日まで

私は、昭和30年ころからA社に勤務していて、間を全く空けずにB社に移り、在職中は給与から厚生年金保険料が天引きされていたのに、申立期間の加入記録が無いのはおかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社は、昭和32年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となった後、33年4月29日に適用事業所でなくなっており、申立期間①及び②のいずれも適用事業所ではない。

2 また、申立期間②については、申立人と同様、A社からB社に継続して勤務している同僚は、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日に国民年金被保険者資格を取得し、B社が厚生年金保険法の適用事業所になった38年7月1日に国民年金被保険者資格を喪失しており、同年6月までの国民年金保険料をすべて納付している上、申立人は、国民年金保険料は未納となっているものの、35年10月1日に国民年金被保険者資格を取得している。

さらに、B社の社長（A社時代は監査役）は、申立人と同様、昭和35年10月1日に国民年金被保険者資格を取得し、当該事業所が厚生年金保険法の適用事業所になった38年7月1日に国民年金被保険者資格を喪失しており、同年6月まで国民年金保険料をすべて納付している。

3 A社及びB社の当時の社長及び取締役はいずれも他界しており、他の会

社関係者とは連絡がとれない上、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について推認できる周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所の記録によると、申立期間における標準報酬月額が直前の 47 万円から 44 万円に減額されている。しかし、申立期間においては、毎年のベースアップこそあれ基本給の減額は一切無かったし、賞与もほぼ一定であり、その他の手当の変更及び病欠による収入変動は無かった。したがって、申立期間中は標準報酬月額が変動するはずもないと思われるので、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、B社）から提出された申立人に係る主な人事履歴により、申立人が昭和 61 年 11 月 1 日から本社C課に所属し、63 年 6 月 1 日に管理職に就任していることが確認できる。

また、申立人は、年間のベースアップこそあれ基本給の減給は無く、病気休暇による収入の変動もなかったと主張しているところ、当該事業所から提出のあった資料により、申立人の本給は毎年増加していることが確認できる。

しかし、申立期間前後の標準報酬月額は、上限の 47 万円で、申立期間は上限の一階級下である 44 万円であり、標準報酬月額を算定する場合の要素に変動があれば定時決定による変更があっても不自然ではなく、社会保険事務所の保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の前後 20 人を調査した結果、8 人に申立人と同様に標準報酬月額の減額が認められた。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額が申立人の主張するとおりであることを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、昭和 62 年 8 月にD区のアパートからE県F市の持家に転

居している事実があり、同年10月の定時決定直後の同年11月1日から標準報酬月額が47万円となっているのは、標準報酬月額の算定要素である住宅手当が加算されたことが一つの要因になっているものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 7 年 9 月 30 日まで
平成 6 年 11 月から 7 年 8 月までの私の月給は約 100 万円であり、社会保険事務所へも、その金額で届け出ていたはずなのに、標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっているので、給与相当の標準報酬月額に訂正してほしい。
なお、私は、代表取締役社長であったが、標準報酬月額の引下げを承知していない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として、同事業所に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、本人の供述により認められる上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 9 月 30 日以降の、同年 11 月 10 日付けで申立期間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

しかしながら、申立人は、「分割納付を申出たが、社会保険事務所に断られたため、先付け小切手で未納分の厚生年金保険料を納付した。」と供述しているものの、社会保険事務所からどのような説明があったのか等の具体的記憶に乏しく、当時の状況が明確ではない。

また、同事業所の経理を担当していた社員も、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 9 月 30 日より 5 か月以上前の同年 4 月 26 日に退職し、残りの社員も同年 5 月 16 日までに退職していることから、申立人以外に当時の状況を知り得る者も認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、当時の事情が明確でなく、自らも承知していなかったことを理由として、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。